

埼玉県立熊谷点字図書館指定管理業務に関する仕様書

1 業務名

埼玉県立熊谷点字図書館指定管理業務

2 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 業務の範囲

埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理業務は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「埼玉県立熊谷点字図書館条例」（昭和53年条例第5号）、「埼玉県立熊谷点字図書館管理規則」（昭和53年規則第27号）及び「埼玉県立熊谷点字図書館指定管理者募集要項」で定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 点字図書、録音図書等の貸出及び製作

登録者の希望に応じ、点字図書及び録音図書の貸出を行う。

また、製作については、ボランティアに製作依頼を行い、校正及び印刷並びに録音を行う。

(2) 点字ボランティア、録音ボランティアの養成・育成

(3) 施設（設備、物品、公用車及び公有財産を含む）の維持管理に係る業務（資料5）

(4) 点字による即時情報ネットワーク事業の運營業務（資料4）

4 その他

(1) 実施体制

ア 施設長 1人

イ 司書 1人以上

ウ 点字指導員 1人以上

エ 貸出閲覧員又は情報支援員 1人以上

オ 校正員又は音声訳指導員 1人以上

カ その他点字図書館の運営に必要な職員 1人以上

(2) 個人情報保護

指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「埼玉県立熊谷点字図書館条例」（昭和53年条例第5号）、「埼玉県立熊谷点字図書館管理規則」（昭和53年規則第27号）及び「埼玉県立熊谷点字図書館指定管理者募集要項」、「埼玉県個人情報保護条例」（平成16年条例第65号）や「埼玉県立熊谷点字図書館の管理に関する協定書」等に基づき、適正に管理する。

(3) 指定管理業務の実施場所

原則として、埼玉県立熊谷点字図書館（熊谷市末広3丁目9番1号 埼玉県熊

谷地方庁舎内) 内で実施する。